

## 入札説明書

汚泥処理処分業務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び規則に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 担当課

〒994-0079 天童市大字大町字西原 1915

公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所 維持管理課

電話番号 023-654-8400

### 2. 入札日程等

手 続 き 等	期間・期日・期限等	場 所	備 考
入札公告	令和8年2月 5日 (木)	下水道事業所掲示板及び建設技術センターホームページ	
入札説明書等の配布	令和8年2月 5日 (木) から 令和8年2月 17日 (火) まで	下水道事業所 維持管理課	土曜日、日曜日、国民の祝日を除く 9:00～16:30 (最終日は14:00まで)
質問受付期間	令和8年2月 5日 (木) から 令和8年2月 12日 (木) まで	下水道事業所 維持管理課	土曜日、日曜日、国民の祝日を除く 9:00～16:30
質問回答期限	令和8年2月 16日 (月)		
申請書等提出期限	令和8年2月 17日 (火) 午後2時00分まで	下水道事業所 維持管理課	
審査結果確認通知期限	令和8年2月 25日 (水)		
入札 (資源化) 山形浄化センター 村山浄化センター 置賜浄化センター 庄内浄化センター (最終処分等) 山形浄化センター 村山浄化センター 置賜浄化センター 庄内浄化センター	令和7年2月 27日 (金)  午前10時00分から 午前10時30分から 午前11時00分から 午前11時30分から  午後1時30分から 午後2時00分から 午後2時30分から 午後3時00分から	下水道事業所 会議室	・資源化とは、肥料や燃料などに再利用すること。 ・最終処分等とは、直接または中間処理後に管理型最終処分場に埋立てること。
開札	入札に同じ	入札に同じ	

### 3. 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれかの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 本件役務に係る産業廃棄物を、提携する収集運搬業の許可を受けている者に搬入させる場合、当該収集運搬業者（以下「提携運搬業者」という。）は複数の処分業者と提携することができるものとする。（以下、提携運搬業者に産業廃棄物を搬入させるとして入札に参加する処分業者を「運搬業務の提携により入札に参加する者」という。）
- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出していない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

### 4. 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、郵送による場合は、公告に定める日までに担当課に到達しなければならない。
- (2) 提出書類
  - イ 申請書（別記様式第1号）
  - ロ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額決定通知書若しくは領収証書の写し。但し、総合評定値通知書の写し（審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。）を以って代えることができる。
  - ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第14条第1項及び第6項の規定による許可を有することを証する書類の写し（ただし、運搬業務の提携により入札に参加する者は、当該業務に係る廃掃法第14条第6項の規定による許可を有することを証する書類の写しと提携運搬業者に係る同法第14条第1項の規定による許可を有することを証する書類の写しを併せて提出すること。）
  - ニ 応札役務実施体制提案書（別記様式第2-1号又は様式第2-2号）
- (3) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までにその内容について説明を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (4) 応札役務実施体制提案書の審査については、当該提案書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、その内容及び実施体制が調達する役務の適格な実施に必要な要件を具備しているかを判断するものとする。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 5. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年2月25日までに別記様式第3号により通知する。

## 6. 仕様書等に関する質問等

- (1) 仕様書等に関し質問がある場合は、令和8年2月12日までに契約担当課に別記様式第4号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期日まで担当課に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理してから3日以内の日から入札執行の日時までの期間、公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所掲示板において別記様式第5号により掲示する。

## 7. 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

## 8. 入札

- (1) 入札書の様式は、別記様式第6号による。
- (2) 運搬業務の提携により入札に参加する者の入札は、処分業務に係る金額を記入した入札書に、提携運搬業者が作成した確約書（別記様式第7号）を添付し提出すること。この場合、運搬業務に係る金額は、確約書に記入された金額により申し込みがあったものとし、当該金額は入札書には記入しないこと。
- (3) 入札書及び確約書は持参によるものとする。
- (4) 入札書及び確約書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (5) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別記様式第8号）を提出すること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者又はその代理人は、名刺又は入札権限に関する委任状及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
- (8) 入札価格には、役務遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

## 9. 開札

入札者又はその代理人は開札に立会うものとする。

## 10. 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書及び確約書に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) 運搬業務の提携により入札に参加した者が提携運搬業者の確約書を提出しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格に入札が無いときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、再度の入札を行う際は入札金額の他、確約書に記載された金額も変更できるものとする。

## 12. 落札者の決定方法

- (1) 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で有効な入札を行った者であって、入札価格（運搬業務の提携により入札に参加した者の入札にあっては、入札価格及び確約書に記載された金額（以下「確約価格」という。）の合計額）が最低となる入札を行った者から順に予定数量に達するまでの入札を行った者を落札者とする。なお、最後の順位の落札者の提案数量が他の落札者の数量と合算して予定数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札する順位を決定する。  
ただし、同価となった場合でも、次の者を優先し以下の順位で落札者とする。
  - 1 し渣・沈砂の処分が可能な者
  - 2 提案数量の多い者
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としな

- (4) 運搬業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合において、その提携運搬業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格内での価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った次順位の者を落札者とする。

### 13. その他

- (1) 申請書等及び確約書に虚偽の記載をした場合においては、山形県建設技術センター経理規程により指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 本件契約の条項は、別に示す契約書（別記様式第9号、10号及び11号）による。
- (6) 入札・契約締結にあたっては、4により提出された応札役務実施体制提案書の内容を落札者の都合により変更することはできない。
- (7) 運搬業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合、その提携運搬業者との契約金額は、落札決定を受けた入札書に添付され提出された確約書に記載された確約価格に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額により行うものとする。
- (8) 運搬業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合に、提携運搬業者が契約締結しないときは、落札者との契約締結も行わないものとする。
- (9) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。